

み商工発第 76 号
平成 30 年 9 月 3 日

みやこ町商工業者のみなさま

みやこ町商工会
(公印省略)

消費税軽減税率・転嫁対策セミナーの開催について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、ご承知のとおり国では平成 31 年(2019 年)10 月 1 日より消費税率が 8%から 10%に引き上げる一方、新たに飲食料品や定期購読契約に基づく新聞には軽減税率制度(8%)が始まるなど、制度の変更が行われる予定となっています。これは軽減税率対象の売上がある課税事業者のみならず、軽減税率対象の仕入(経費)がある事業者の方についても請求書や帳簿への区分記載が必要になるようになっていくところです。

このたび、行橋税務署職員を講師に、制度改正を 1 年前にしたセミナーを下記のとおり開催いたします。事業者の皆さまの準備が円滑に進められるよう本セミナーをご活用ください。

記

1. 開催日時 平成 30 年 10 月 2 日(火) 13:30~15:30
2. 開催場所 みやこ町商工会本所 2F 大会議室
みやこ町豊津 1108 電話 0930-33-2086
3. 講師 行橋税務署個人課税第一部門上席国税調査官
木戸佳子 氏
4. 内容 消費税軽減税率制度の概要について
5. 対象者 みやこ町商工業者
6. 定員 先着 30 名(定員になり次第〆切)
7. 申込 別紙申込書をみやこ町商工会宛メールもしくは FAX 願います。
(定員に達していない場合 9 月 25 日(火)まで受付)
送付先: みやこ町商工会
メールアドレス miyako@shokokai.ne.jp FAX 0930-33-2819

参考資料 (国税庁)

「平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から消費税の軽減税率制度が実施されます」

消費税軽減税率・転嫁対策セミナー
受講申込書

平成30年9月 日

上記セミナーについて、下記のとおり受講を申し込みます。

事業所名	受講者氏名

送付先 みやこ町商工会
メール miyako@shokokai.ne.jp
F A X 0930-33-2819